

政令第二百四十九号

石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律の一部の施行期

日を定める政令

内閣は、石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第五号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成十八年八月九日とする。

理 由

石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に係る規定の施行期日を定める必要があるからである。

